

【新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の受診について】
上野総合市民病院では平日の午前8時30分から午後5時まで発熱外来を開設しています。

する場合は保健所の紹介が必要です。直接来院されても受診できません。
次の項目に当てはまる方は、事前に保健所が設置する発熱相談センターに電話で連絡して下さい。

【対象世帯】

- ① 身体障害者手帳1級または2級の交付を受けた方が世帯員で住民税の所得割が非課税の世帯
 - ② 療育手帳Aの交付を受けた方が世帯員で住民税の所得割が非課税の世帯
 - ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方が世帯員で住民税の所得割が非課税の世帯
 - ④ 65歳以上の方のみの世帯で、住民税の所得割が非課税の世帯
 - ⑤ 伊賀市福祉医療費の助成に関する条例に規定する一人親家庭等の児童が同居する世帯で、住民税の所得割が非課税の世帯
 - ⑥ 生活保護世帯
- ※対象世帯の方でまだ軽減制度を受けられていない方は申請してください。申請書は、本庁広聴広報課または各支所総務振興課にあります。
- ※青山支所管内の方は、多視聴加入世帯が対象となります。
- すでに軽減制度を受けられている世帯の方は、制度を引き続き受けていただけるか確認するため、現況届の提出が必要です。現況届は各ご家庭へ6月下旬に郵送します。提出がない場合は制度の利用ができません。維持管理費をご負担いただくこととなります。
- * 現況届提出後、対象から外れる世帯には手紙で通知します。

事業主の皆さんへ

本庁商工観光課

【問い合わせ】
本庁広聴広報課
☎22・9636

経営環境が悪化している場合であっても、
◇産前産後休業の期間およびその後30日間の解雇は、禁止されています。また、妊娠中・産後1年以内の解雇は「妊娠・出産・産前産後休業取得等による解雇でないこと」を事業主が証明しない限り無効となります。
(労働基準法第19条、男女雇用機会均等法第9条第4項)

◇妊娠または出産したこと、産前産後休業または育児休業などの申出をしたこと、または取得したことを理由として、解雇そのほか不利益な取扱いをすることは禁止されています。
(男女雇用機会均等法第9条第3項、育児休業法第10条)

禁止されている解雇その他不利益な取扱いの典型例は次のとおりです。事業主の皆さんは、解雇その他不利益な取扱いが禁止されていることを認識の上、これらの取扱いをしないようご留意ください。

① 解雇すること ② 期間を定め

【問い合わせ】

三重労働局 雇用均等室
☎059・226・2318

「いが若者サポートステーション」オープンのお知らせ

本庁商工観光課

現在、職がなく、働くことに不安を感じている若者や、そのご家族・関係者の方の話をうかがい、就労に向けてのステップを踏み出すお手伝いをする「いが若者サポートステーション」が5月18日にオープンしました。働くことや人との接し方で悩んでいる方、ひとりでの悩みを抱えないで相談してみてください。専門相談員があなたのお話をうかがい、社会的自立を支援します。

【とき】 毎週月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
※祝日・年末年始を除く

【ところ】

上野ふれあいプラザ3階

【対象者】 15歳以上・39歳以下の方とご家族・関係者

【問い合わせ】

伊賀市社会福祉協議会
☎21・5866

労働保険の年度更新について

本庁商工観光課

労働保険（労災保険・雇用保険）の平成20年度確定保険料と平成21年度概算保険料の申告・納付期間は、6月1日から7月10日までの間です。お忘れなく、お早めに申告・納付をお願いします。

また、年度更新集合受付会を開催します。

【とき】 7月8日(水)～10日(金) 午前9時～午後4時

【ところ】 県内各労働基準監督署

○申告書の記載について不明な場合は、次のものを持参してお越しください。

① 概算・確定労働保険料／一般拠出金申告書 ② 作成した平成20年度分（平成20年4月1日～平成21年3月31日）の賃金集計表※一括有期事業のうち建設の事業については、工事台帳など（請負金額、工事期

間など確認できるもの） ③ 事業主印鑑（法人の場合は、代表者の印鑑）

【問い合わせ】
三重労働局労働保険徴収室
☎059・226・2100

男女共同参画週間

パネル展の開催

伊賀支所人権同和課

【とき】 6月23日(火)～29日(月)

【ところ】 伊賀支所玄関ホール

【内容】 毎年、6月23日から29日の週間は、男女共同参画週間です。

伊賀支所人権同和課では、この週間にあわせ、伊賀支所玄関ホールで『男女共同参画パネル展』を開催します。

男女共同参画社会の実現とは、女性も男性も、お互いの人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を発揮して、対等に、あらゆる分野に参画できる社会を目指すものです。だれもが生き生きと暮らせる社会をめざすために、来庁の際は、ぜひお立ち寄りください。

【問い合わせ】

伊賀支所人権同和課
☎45・9108